

令和7年9月19日

令和7年第7回琴浦町議会定例会

【諸般の報告(追加報告)】

報告第21号 専決処分 [財産の取得〔町営バス車両〕]

報告第21号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

1 財産の取得について

〔町営バス車両〕

令和7年9月19日 提出

琴浦町長 福本まり子

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

財産の取得について

[町営バス車両]

令和 7 年 9 月 8 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和7年6月13日付で議決を得た、町営バス車両について、「議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

○第1回変更契約後

取得財産名：町営バス車両

納品場所：琴浦町大字徳万591番地2

納期限：令和8年3月19日

購入金額：10,450,000円

契約の方法：指名競争入札

契約者：【住所】琴浦町大字徳万588番地1

【氏名】株式会社 JA中央サービス琴浦自動車センター
センター長 坂井 功

変更後	変更前
4 購入金額 <u>一金 10,450,000円</u>	4 購入金額 <u>一金 10,250,000円</u>

備考 変更部分は下線の部分である。

【変更の主な理由】

バスの仕様について、乗客が安全に乗降できるよう、電動補助ステップを加えたことにより追加費用が必要となったもの。